

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【公表番号】特表2016-512246(P2016-512246A)

【公表日】平成28年4月25日(2016.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-025

【出願番号】特願2016-500219(P2016-500219)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/42 (2006.01)
A 6 1 Q 7/00 (2006.01)
A 6 1 P 17/14 (2006.01)
A 6 1 K 8/36 (2006.01)
A 6 1 K 8/34 (2006.01)
A 6 1 K 8/37 (2006.01)
A 6 1 K 47/12 (2006.01)
A 6 1 K 47/10 (2006.01)
A 6 1 K 47/14 (2006.01)
A 6 1 K 47/34 (2006.01)
A 6 1 K 47/06 (2006.01)
A 6 1 K 47/08 (2006.01)
A 6 1 K 47/16 (2006.01)
A 6 1 K 47/20 (2006.01)
A 6 1 K 47/18 (2006.01)
A 6 1 K 31/5575 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/42
A 6 1 Q 7/00
A 6 1 P 17/14
A 6 1 K 8/36
A 6 1 K 8/34
A 6 1 K 8/37
A 6 1 K 47/12
A 6 1 K 47/10
A 6 1 K 47/14
A 6 1 K 47/34
A 6 1 K 47/06
A 6 1 K 47/08
A 6 1 K 47/16
A 6 1 K 47/20
A 6 1 K 47/18
A 6 1 K 31/5575

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月3日(2016.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

局所的適用によって毛髪を成長させるための組成物であって、
0.3質量%～4質量%の量で含有される遊離型のビマトプロストまたはその薬剤的に許容できる塩、

エタノール、
プロピレングリコール、
ジエチレングリコールモノエチルエーテル、
ベンジルアルコール、並びに
グリセリルモノオレエート及びオレイン酸から成る群から選択される少なくとも1種の化合物
を含み、

皮膚に局所的投与ができるよう製剤化された、前記組成物。

【請求項 2】

前記組成物がビマトプロストを1質量%～4質量%の量で含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 3】

前記組成物がビマトプロストを2.5質量%～3.5質量%の量で含む、請求項2に記載の組成物。

【請求項 4】

前記組成物がビマトプロストを3質量%の量で含む、請求項3に記載の組成物。

【請求項 5】

前記組成物が、溶液、ゲル、軟膏、泡、膜、リニメント、クリーム、シャンプー、ローション、ペースト、ゼリー、スプレー、及びエアロゾルからなる群より選択される1つの形態である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 6】

前記組成物が、皮膚への塗布のための塗布器をもったキットに包装される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 7】

前記組成物が頭皮に適用される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 8】

前記組成物が少なくとも1日に1回適用される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物が、円形脱毛症、休止期脱毛、成長期脱毛、瘢痕性脱毛、瘢痕性脱毛；毛幹異常、結節性裂毛、成長期脱毛症候群、抜毛癖、牽引性脱毛；感染性毛髪障害、頭部白癬、脂漏性皮膚炎、頭皮の毛包炎、及び男性型脱毛症からなる群より選択される状態の治療のために頭皮に適用される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、化学療法、ホルモンの失調、頭皮の真菌感染症、抗凝固剤、並びに、痛風用、うつ病用、高血圧用、及び心疾患用の医薬による脱毛を経験している患者の頭皮及び眉毛の1つまたは両方に適用される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 11】

毛髪の成長を促進する組成物であって、前記組成物は、
エタノール、プロピレングリコール及びジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む第1の浸透促進剤グループと、

有効量の、グリセリルモノオレエート、オレイン酸及びベンジルアルコールからなる群から選択される少なくとも2つの化合物を含む第2の浸透促進剤グループとの組み合わせを含む、少なくとも1つの浸透促進剤と；

1～4質量%の量で含有される遊離型のビマトプロストまたはその薬剤的に許容できる塩とを含み、

皮膚に局所的投与ができるよう製剤化された、前記組成物。

【請求項 1 2】

前記組成物が、70質量%のエタノール、10質量%のジエチレングリコールモノエチルエーテル、10質量%のプロピレングリコール、2質量%のグリセリルモノオレエート、及び1質量%のベンジルアルコールを含む、請求項11に記載の組成物。

【請求項 1 3】

前記組成物が、67質量%のエタノール、10質量%のジエチレングリコールモノエチルエーテル、10質量%のプロピレングリコール、2質量%のグリセリルモノオレエート、2質量%のオレイン酸及び1質量%のベンジルアルコールを含む、請求項11に記載の組成物。

【請求項 1 4】

ビマトプロストが、1質量%の量で含まれる、請求項12又は13に記載の組成物。

【請求項 1 5】

ビマトプロストが、3質量%の量で含まれる、請求項12又は13に記載の組成物。

【請求項 1 6】

前記組成物が、1質量%の量でビマトプロストを含む、請求項2に記載の組成物。